

電力使用量を活用したフレイル予防サービス登録のおねがい

フレイルとは、加齢により体や心の動きが衰え介護が必要となる手前の状態です。生活を見直すなど早めに気づき対応することで健康な状態に回復できます。

フレイル予防サービスは、電気の使い方から健康状態を分析し、長く元気で暮らせるようサポートするサービスです。

■対象者 小国町在住の75歳以上のひとり暮らしのかた（要介護の認定を受けていないかた）

■費用 無料（機器の購入や設置は必要ありません）

■申込方法 本人確認書類（健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等）を持参のうえ下記問合先にてお申込みください。

■問合先 健康福祉課地域保健担当（☎61-1000）へ

令和7年第5回 小国町議会臨時会

令和7年第5回臨時会が5月1日に開催されました。令和7年度一般会計補正予算や条例改正などが審議され、原案のとおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

一般会計に1408万7千円を追加

民生費において、物価や燃料費高騰の影響を受け、管理運営に係る負担が増大している町内障がい者福祉施設、児童福祉施設、医療施設、介護施設など12施設を対象とした補助金を交付するほか、老人福祉センターにおける高効率な冷暖房機器の整備に対して支援することとしました。

その結果、補正後の予算総額は、87億9408万7千円となりました。

小国町条例の一部を改正しました

個人町民税において、物価上

昇局面における税負担の調整等に対応するため、給与所得が103万円から188万円までの子ども等について、最大45万円まで段階的に控除を行う「特定親族特別控除」が新たに新設されたことに伴い、所要の改正を行いました。

また、軽自動車税の種別割において、新たな排出ガス規制の適用開始等に伴い追加された総排気量125CC以下で、かつ最高出力が4・0キロワット以下の二輪車について、原動機付き自転車と同等の年額2千円とする税率区分を新たに追加しました。

そのほか、新築住宅等に係る固定資産税の手続きや、加熱式たばこに係るたばこ税の換算方法の見直し、納税環境の整備など、所要の改正を行いました。

小国町国民健康保険税条例の一部を改正しました

国民健康保険税の課税額の上限を、基礎課税額については65万円から66万円に、後期高齢者支援金課税額については24万円から26万円に引き上げました。

国民健康保険税の軽減対象となる所得算定において、控除する被保険者の数に乘すべき金額を、5割軽減対象では現行の29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象では54万5千円から56万円に引き上げ、軽減対象者の拡大を図りました。

小国町簡易水道給水条例の一部を改正しました

尻無沢簡易水道において、今後の安定的な給水を確保していくための経営基盤強化を目的に、料金の増額改定を行いました。

特別弔慰金請求のご案内

第12回特別弔慰金の支給対象となるかたは請求の手続きをお願いします。

前回受給されたかたとご家族には、個別にご案内します。

- 支給対象** 令和7年4月1日において、戦没者等の死亡に関し年金給付の受給権者（公務扶助料や遺族年金の受給権を有する遺族がいないかた）
- 支給内容** 額面27万5千円（5年償還の記名国債）
- 請求期間** 令和10年3月31日まで（期限を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなります。）
- 請求窓口** 健康管理センター 健康福祉課福祉担当
- その他** 請求の際は、事前にご連絡ください。
- 問 合 先** 健康福祉課福祉担当（☎61-1000）へ

7月には、 第27回参議院議員通常選挙 が予定されています

国民の声を政治に反映させるための大事な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票方法

参議院議員通常選挙は、山形県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの投票となります。山形県選出議員選挙は「候補者名」を、比例代表選出議員選挙は「政党名」または「候補者名」をそれぞれ投票用紙に記入して投票します。

期日前投票は公示日の翌日から投票前日まで

投票日当日に、仕事や買い物、レジャー等で不在になるかたは、期日前投票をしましょう。入場券を忘れずにご持参ください。お手元にはないか

が予定されています

たは、投票所で係員にお申し出下さい。

- 会場① 役場2階ラウンジ
- 会場② 健康管理センター
森のホール

を予定しています。

各種不在者投票について

■**町外に滞在されているかたの不在者投票**

仕事や学業などで、投票期間中、町内にいないかたは、滞在地の市区町村で不在者投票ができます。投票用紙等は、所定の手続きにより郵便で交付しますので、郵送の期間を考慮し、早めにお手続きください。

■**指定病院等での不在者投票**

都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等の施設に入院又は入所されているかたは、申し出により、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。なお、町内では、次の施設が指定されています。

- 町立病院**
- 介護老人保健施設温身の郷**
- 特別養護老人ホームさいわい荘**

■**郵便による不在者投票の代理記載制度**

重度の身体障害があるかたなど、一定要件に該当するかたは、郵便による不在者投票ができます。その際、自書できないかたは、あらかじめ届け出られたかたが代理記載をすることもできます。郵便による投票をされる際は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めにお手続きください。

■**問合先** 選挙管理委員会事務局（☎62-2112）へ

重度心身障がい（児）者・ひとり親家庭等医療制度について

重度心身障がい（児）者医療給付制度・ひとり親家庭等医療給付制度は、下記の対象者のかたに対し、保険診療による医療費自己負担額の全額または一部を助成する制度です。

■対象者

▶重度心身障がい（児）者医療給付制度

住民税所得割の額が23万5千円未満のかたで、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aをお持ちのかた、または国民年金及び公的年金各法の障害等級1級の障害基礎年金を受給しているかたなど。

▶ひとり親家庭等医療給付制度

所得税非課税世帯で母子家庭・父子家庭等世帯の親と18歳以下の児童、両親のいない18歳以下の児童

※新規の申請受付は随時行っています。具体的な要件等についてはお問い合わせください。

※現在医療証をお持ちのかたには、6月下旬頃に更新のご案内を送付しますので、更新手続きを行ってください。

■問合せ先 町民課国保医療担当（☎62-2260）へ

奨学金の貸与を受けている若者を支援

町では、若者の本町回帰・定住を促進するため、山形県と連携して、奨学金の貸与を受けている大学生や奨学金の貸与を受けていたUターン者に対し、奨学金の返還支援事業を実施します。

【やまがた若者定着枠】

■募集人員 県全体で230人

■対象者 次の項目を全て満たすかた

- ①県内の高等学校等を卒業し、国内の大学等に在学中のかた、または県内の大学等に在学中のかた（ともに令和6年度以前に入学されたかたも対象です）
- ②日本学生支援機構の第一種または第二種奨学金の貸与を受けているかた
- ③卒業後、県内に事業所を有する法人、団体および個人事業主への就業を希望するかた、または県内で創業を希望するかた（公務員は対象外です）

■助成内容

2万6千円×令和7年4月以降の奨学金貸与月数

※大学等を卒業後、13か月以内に町内に居住して県内企業に就業し、通算して3年間就業した場合に、最大で124万8千円の助成が受けられます。その他諸条件がありますので、お問い合わせください。

■応募期間 6月30日(月)まで

【Uターン促進枠】

■募集人員 県全体で40人

■対象者 次の項目を全て満たすかた

- ①県内の高等学校等を卒業し、国内の大学等を卒業したかた、または県内の大学等を卒業したかた
- ②大学等在学中に日本学生支援機構の第一種または第二種奨学金の貸与を受けており、返還残額があるかた
- ③令和7年度末において40歳以下のかた（誕生日が昭和60年4月2日以降のかた）
- ④大学等卒業後、県外において就業の実績があるかた
- ⑤申請時点で県外に居住しており、かつ県内で就業していないかた
- ⑥県内に事業所を有する法人、団体および個人事業主への就業を希望するかた、または県内で創業を希望するかた（公務員は対象外です）
- ⑦申請日以降、令和8年10月31日までに山形県内に居住し、5年間以上継続して居住する見込みのかた
- ⑧申請日以降、令和8年10月31日までに山形県内で新規就業または創業し、5年間以上継続して就業する見込みのかた
- ⑨他の奨学金返還支援制度を受ける予定がないかた

■助成内容

県内への居住・就業を開始した時点の奨学金の返還残額（上限60万円）

※その他諸条件がありますので、お問い合わせください。

■応募期間 8月29日(金)まで

■応募・問合せ先 総務企画課政策企画担当（☎62-2264）へ